

令和5年度 主な留意事項について

※以下、独立行政法人日本スポーツ振興センターを「センター」といいます。

○共済契約締結について

加入契約申込(本年度分は3月末に済)や、会費納入が遅延した場合、4月1日始期の補償が出来なくなります。ご注意ください。

会費納入期限 令和5年5月18日(木)

○請求書提出について

◆提出の様式は本会作成のものに限ります。

ホームページからダウンロードしていただくか、手引書のコピー、CD-Rのデータを利用したものに限り、法律上、複製(模倣)した様式は受理できません。なお、ご提出の際は白色の用紙およびモノクロ印刷で構いません。

《提出時の注意点》

- ・災害発生年月日で、共済金額が異なります。
令和2年4月1日以降 「センター給付額の18%」
令和2年3月31日以前 「センター給付額の20%」
- ・「継続」請求は、センター給付額 累計3,000円以上ごとに可能です。
- ・右下に **2023.04** と記載されている様式をご利用ください。

◆全ての請求は、**本会加入後(入学後)の災害**が対象です。

◆共済金請求には時効があります。(請求権発生後3年間)

詳しくは、本会共済約款第24条(規程集P.19)をご参照ください。該当する生徒がいないか、今一度ご確認ください。ご不明点ございましたら、お問い合わせください。

◆センターの給付対象となっても、本会の支給対象にならない場合があります。

詳しくは、本会共済約款第4条(規程集P.14)及び手引書P.58の「よくいただく質問事項」をご覧ください。

○異動届について

※中途加入・中途脱退について・・・手引書P.37

◆会費830円で7月までの中途退学者には掛金の返還請求があります。生徒等異動届(様式9-2/手引書P.49)を提出してください。8月以降については、提出は不要です。

◆加入校(団体)間の異動は、転入校は異動届の提出をお願いします。加入校(団体)間の異動に伴う掛金の返還や会費の納入の手続きはありませんが、異動の確認が必要となります。転入校は生徒等異動届(様式9-3/手引書P.50)の提出をお願いします。(まずは、事務局にご連絡ください。)

本会の事業内容や手続き等に関しては、「令和5年度版 福岡県学校安全振興会規程集・手引書」をご覧ください。ご不明点がございましたら、事務局Tel092-641-8748までお問い合わせください。